

平成30年7月豪雨の被災地活動報告について

平成30年10月18日

防 災 対 策 部

1 報告

(1) 広島県へのDHEAT派遣に係る活動報告 (P1)

報告者：伊勢保健所 所長 鈴木 まき

(2) 災害廃棄物処理スペシャリストの活動報告 (P7)

報告者：環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 班長 中川 隆司

(3) 広島県における農業用ため池緊急点検への活動報告 (P11)

報告者：農林水産部農山漁村づくり課 主任 北川 智也

(4) スクールカウンセラーの活動報告 (P15)

報告者：教育委員会事務局研修企画・支援課 臨床心理相談専門員 栗飯原 拓也

広島県へのDHEAT派遣に係る活動報告

平成30年10月18日
医療保健部

1 DHEATとは

DHEAT＝災害時健康危機管理支援チーム
(Disaster Health Emergency Assistance Team)

＜東日本大震災や熊本地震における教訓＞
(保健師等支援チームが派遣され支援活動を行ったが、指揮調整機能が混乱し、限られた支援資源の有効活用や適正配分ができなかった)

＜DHEATの制度化(厚労省)＞
H29.7.5付通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」を経て、H30.3.20、DHEATの活動要領を通知。

＜DHEATの定義＞

災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。

- 都道府県・指定都市の職員で編成。専門的な研修・訓練を受けた医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士など1班5名程度で構成。
- 超急性期から慢性期までの医療対策、避難所等の保健衛生対策と生活環境衛生対策等に係る指揮調整機能が円滑に実施されるよう、被災自治体の保健医療調整本部と保健所におけるマネジメントを応援。
- 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価並びに対策の企画立案、保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整、保健医療調整本部及び保健所への報告、支援要請及び資源調達、広報及び渉外業務、被災都道府県等の職員の安全確保並びに健康管理、等を応援。
- 被災都道府県の保健医療調整本部や保健所の指揮下に入り、被災都道府県等の職員とともに活動。

2 派遣の概要

◇派遣期間: 8月17日(金)～24日(金)

◇派遣先 : 広島県 ◇活動場所: 呉市保健所 (広島県西部保健所呉支所付)

◇派遣メンバー(※全員、DHEAT研修(基礎編)受講済み。)

職種	所属	役職	氏名	備考
医師	伊勢保健所	所長	鈴木まき	高度編研修受講
保健師	薬務感染症対策課	班長	金谷康子	阪神淡路大震災で保健師派遣経験あり
保健師	健康づくり課	主幹	宮田志保	東日本大震災で保健師派遣経験あり
薬剤師	薬務感染症対策課	主査	佐藤朋彦	災害担当(薬事) ロジ(連絡調整員)

【参考】平成30年7月豪雨に伴うDHEAT派遣状況

派遣先	活動場所	派遣期間	派遣元
岡山県	倉敷市、総社市、 高梁市、井原市、 矢掛町	①7/12～8/6 ②7/28～8/14	①長崎県、熊本県 ②和歌山県、大阪府
広島県	呉市、東広島市、 三原市、海田町、 坂町、熊野町	①7/17～8/1 ②7/17～8/31 ③7/17～8/11 ④7/17～8/12	①東京都 ②札幌市、北海道、三重県、北九州市 ③愛知県、大分県、熊本市、青森県 ④千葉県、大阪市
愛媛県	宇和島市	7/22～27	徳島県

※東京都及び徳島県以外は、複数の自治体が交代で、派遣期間中1チームを構成。

3

3 呉市の状況

呉市(保健所)の概要

人口

227,280人

医療施設

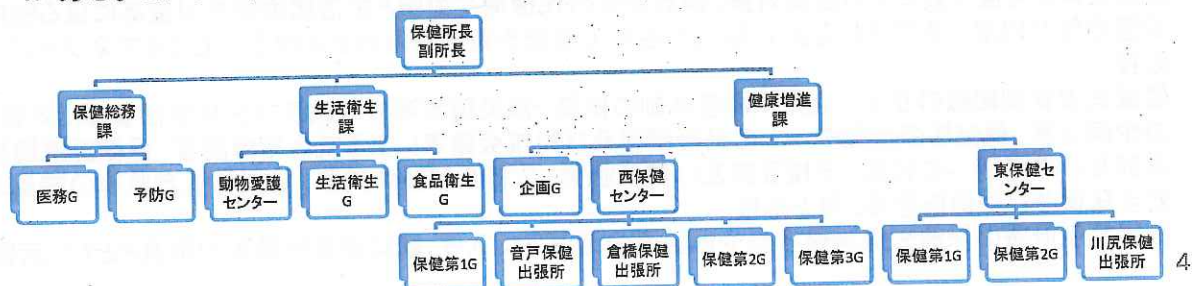
病院26箇所、一般診療所148箇所、
病床数4,538床

災害拠点病院(3か所)

呉医療センター、中国労災病院、呉共済病院

呉市保健所

保健所長の下に3課があり、健康増進課の配下に西保健センター、東保健センターがある。センター長は保健師、保健師は約40名で保健センターに集中して配属



3 呉市の状況

被害状況

○人的被害

死亡24名、行方不明1名、重症5名、軽傷17名、計47名

○住家被害

全壊260、半壊796、一部損壊1,069 床下浸水638

○交通

JR呉線は運休、バス代行。広島呉道路は坂北IC～呉IC 通行止め

※8月13日広島県災害対策本部資料より

【天応地区被災地域】



【天応中学校グラウンド】



5

3 呉市の状況

三重県DHEAT活動当初の状況

- 発災から45日経過。保健活動フェーズ3(避難所から仮設住宅入居まで)の時期。
- 避難所は天応地区、安浦地区等を含め7か所。8月末に仮設住宅完成予定。
- 医療支援チーム(DMAT、日赤医療救護班)は活動終了し救護所も終了、地元医療機関は再開している。
- 広島県災害対策本部は8月14日に廃止され、クラスターミーティングも終了。
- 呉市災害対策本部は継続中。
- 地元職員は通常業務を再開。週末は4～5人出勤している程度。
- 支援保健師による全戸訪問については、近日中に終了予定。

【天応地区避難所】



【建設中の仮設住宅】



活動中の保健医療関係支援チーム

- 支援保健師チーム :6チーム(家庭訪問4チーム、避難所2チームで活動)
- 日赤こころのケアチーム :1チーム(各避難所を中心に活動)
- 災害支援看護師(看護協会):2チーム(各避難所で活動)
- JRAT :1チーム(各避難所で活動)

6

4 呉市保健所での活動

これまでのDHEATの活動

- ・ 発災10日後の7月17日より札幌市DHEATが活動開始
- ・ 広島県西部保健所呉支所(管轄:江田島市、呉市)に派遣、被害の甚大な呉市への支援が主要業務であるため、呉市保健所にて呉市の支援を実施
- ・ DHEATは呉支所の指揮下に入り、呉市のニーズを把握して保健医療関係支援チームの調整等を実施

	札幌市1班	札幌市2班	札幌市3班	北海道1班	北海道2班
情報収集 受援調整	→				
	支援保健師チームの指揮・調整 →				
				今後の方針検討 →	
					地元への引継準備 →

三重県DHEATの役割

課題

急性期の混乱の中で保健医療にかかる災害対応はDHEAT及び保健医療にかかる支援チームに大きく委ねられており、8月末までにすべての支援団体が活動を終了する中、9月以降を見据えた対応方針が不明確

方針

被災地自治体(県及び市)と保健医療にかかる災害対応の状況等について情報共有を密に行ったうえで、今後の方針を明確にし、その方針に基づいた被災自治体への引継等必要な支援を行うこと

7

4 呉市保健所での活動

保健医療関係支援チームの活動状況の情報共有・調整

- ・ 保健医療関係支援チームの活動を毎日被災地自治体(市及び県)と共有するとともに、定期的な全体会議を通じて現状の情報共有と今後の方針を協議
- ・ 支援保健師と毎日のミーティングを通じて活動状況について情報共有を行い、市のニーズに基づいた調整を支援保健師に実施

8月中の保健医療関係支援チームの活動にかかる情報共有と活動方針の検討

- ・ 被災地自治体の意向に沿って、保健医療関係支援チームが8月末までに行うべき活動方針について全体会議で情報共有、検討
- ・ 支援保健師チームの活動について、DHEAT保健師が市統括保健師に寄り添い、円滑な引継ぎを行うための具体的な方法等を相談・検討

9月以降の市の活動方針にかかる相談・助言

- ・ 保健医療関係支援チームの活動終了後の市の体制構築に向けた相談・助言

天候不良時の保健師活動にかかる活動の情報共有・調整

- ・ 台風の接近に伴う支援保健師チームの活動(中止)について市の対応を踏まえたうえで、活動内容の調整を実施

8

5 今回の派遣で得られた成果と課題

今回のDHEAT活動における成果と課題

- ・被災地の保健所長、統括保健師に寄り添い、資料・会議録作成、情報整理等の作業や、会議、打ち合わせにDHEATメンバーが参加していくことで、活動方針の決定や支援チームへの調整等、被災地保健所本部機能の支援を行うことができた。
- ・発災から1か月以上経過し通常業務が再開している状況であるが、保健所の幹部職員は休日出勤して災害対応を続け疲弊している様子がうかがえた。休日における支援チームの活動について事前に全体会議で相談・共有し、被災地職員の休暇確保の支援を行った。
- ・今回はDHEAT本来の溶け込み型支援ではなく、被災地からの求めに応じてチームとしての活動を行った。自治体として、DHEAT及び保健医療関係支援チームの役割を正しく理解するとともに、保健医療調整本部を中心とした各支援チームの受入れ体制の構築等、平常時から受援体制について準備が必要である。
- ・局所災害の場合、まずは県外の応援よりも県内DHEATの活躍が期待される。今後、三重県においても県内における支援受援体制の整備を進めていく必要がある。

事前準備における課題

- ・ DHEAT派遣におけるチーム編成等、平常時からの体制整備が必要
- ・ 保健医療対策のフェーズにより、DHEATに求められる役割が異なることから、被災地の求めに応じた柔軟なチーム構成が可能となるよう、多様な職種の職員の養成が必要
- ・ DHEAT派遣等において必要な物品を平素から災害対応用として整備しておく必要あり（パソコン、wi-fiルーター等）

9

6 今後に向けて

受援と支援は表裏一体。

今回の派遣実績も踏まえ、三重県において、災害時健康危機管理体制を整備していく。

受援体制の検討

- 災害時における「保健医療調整本部」の体制整備
 - ・県外からのDHEAT等の受援についても整理。
 - ・保健所等との連携についても改めて整理。
- これに伴い、各種計画やマニュアルについても必要に応じ修正。

支援体制の検討

- 三重県DHEATのチーム編成を検討し、支援体制を構築する。

研修の実施

- DHEAT養成研修(外部団体が実施)の計画的な受講。
- ファシリテーター研修受講者等により、三重県としてDHEAT研修を実施。
⇒人材育成を行うことで、より具体的な受援体制の構築を行うとともに、支援派遣候補者のすそ野を広げ支援体制を構築する。

10

SECRET

MEMORANDUM FOR THE DIRECTOR

Reference is made to the report of the Special Agent in Charge, New York, dated 10/15/54, and the report of the Special Agent in Charge, New York, dated 10/22/54, both captioned as above.

Very truly yours,

Special Agent in Charge, New York

SECRET

MEMORANDUM FOR THE DIRECTOR

Reference is made to the report of the Special Agent in Charge, New York, dated 10/15/54, and the report of the Special Agent in Charge, New York, dated 10/22/54, both captioned as above.

Very truly yours,

Special Agent in Charge, New York

Very truly yours,

Special Agent in Charge, New York

災害廃棄物処理スペシャリストの活動報告

H30. 10. 18

廃棄物対策局

1. 災害廃棄物処理スペシャリストとは

「災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座[※]」の受講生、又は過去の災害廃棄物処理に関する実務経験者で現在 50 名（県 18 名・市町 32 名）となっています。

※全国で初めて、平成 28 年度から三重県が市町・県職員を対象に開催している災害廃棄物処理に係る体系的な講座（法令等研修、ワークショップ、被災地での実地研修、図上演習等を含む 9 日間）

（参考）これまでの災害廃棄物処理スペシャリスト活動実績
平成 29 年台風 21 号

- ・ 伊勢市の仮置場で、伊勢市・県の災害廃棄物処理スペシャリスト（3 名）が分別指導を行った。（延べ 46 日）
- ・ 玉城町で、県の災害廃棄物処理スペシャリスト（2 名）が、収集運搬や分別への支援を行った。（延べ 9 日）

2. 熊野町への災害廃棄物処理スペシャリストの派遣

期間：7/15(第 2 班)～8/26(第 7 班) 延べ 43 日間

人員：県の災害廃棄物処理スペシャリスト延べ 6 名（廃棄物・リサイクル課 3 名、鈴鹿地域防災総合事務所 2 名、紀南地域活性化局 1 名）

3. 熊野町の廃棄物処理状況

<災害発生前>

(1) 一般廃棄物排出量（H28 年度）：7,215 トン／年

※1 人 1 日あたりのごみ排出量：804 g/人・日（三重県：950 g/人・日）

(2) 処理体制

収集運搬：町内の民間業者へ委託

可燃ごみの処分：一部事務組合（安芸クリーンセンター）で焼却（熔融）処理

粗大・資源の処分：町内の民間業者で選別・中間処理後、可燃ごみは組合で焼却

(3) 災害廃棄物処理計画：未策定

<被災直後>

- 熊野町は過去に災害廃棄物を伴う災害にあった経験が少ないこと、廃棄物処理を担当している町職員は1名で、その1名も避難所支援に従事しながら災害廃棄物の対応を行っていたため、仮置場の開設以外、十分な対応は出来ていない状況であった。
- 豪雨によって浸水・破損した家財は、町が設置した仮置場（3ヶ所）に住民等により搬入されていたが、分別等が徹底されていなかった。
- 広島県内の多くの市町村が災害廃棄物の処理対応に追われており、熊野町に対して、十分な支援が行われている状況ではなかった。
- 組合のごみ処理施設（安芸クリーンセンター）には大きな被害は無く、災害廃棄物以外のごみは、通常どおりの収集・処理が行われていた。
- 土砂くずれ等で土砂や流木が大量に発生し、その保管・処理方法に苦慮していた。

① 仮置場（初神地区）



② 仮置場（町民グラウンド）



③ 道路脇の災害廃棄物（新宮地区）



④ 土砂や流木（川角地区）



4. 災害廃棄物処理スペシャリストによる支援の内容

熊野町からの災害廃棄物処理に関する問い合わせ等に対応するとともに、これまでの経験や現地調査等を通じて必要と判断した事項についても、積極的に町へ助言、情報提供等を行った。

(1) 災害廃棄物の仮置場の分別に関する助言等

- ・ 毎日、町内の仮置場等を巡回し、仮置場の分別・管理等に関する助言、道路脇に放置されている災害廃棄物に関する情報の提供、簡易測量による仮置場の保管量の把握等を行った。
- ・ 災害で発生した土砂や流木の保管・処理方法等の助言を行った。

(2) 災害廃棄物発生量の推計データの提供

- ・ 建物の被害状況から災害廃棄物（流木・土砂を除く）の発生量を推計し、仮置場や処理先の確保に活用した。

(3) 関係機関との連絡調整

- ・ 環境省、広島県、一部事務組合、一般廃棄物処理委託業者、家電リサイクル協会などの関係機関との連絡調整を支援した。

(4) 災害廃棄物の処理先の確保の調整

- ・ 仮置場の容量確保や生活環境の保全のため、一部事務組合及び民間事業者（町内外）の被害状況、受入体制、許認可等を確認し、量等の腐敗物など速やかな処理が必要な災害廃棄物を考慮しながら、処理先の確保の調整を行った。

(5) 災害廃棄物処理実行計画の策定

- ・ 広島県から8月末までに策定するよう指導があった「熊野町災害廃棄物処理実行計画」の策定を支援した。

(6) 災害等廃棄物補助金に係る助言

- ・ 災害廃棄物の処理に要した費用について、災害等廃棄物補助金を受けるに当たって、留意すべき事項（記録の作成、契約方法など）を助言した。
- ・ 公費解体の手続き等について助言した。

(7) 過去の災害における資料等の収集・情報提供

- ・ 熊本地震、九州北部豪雨など過去の災害時の資料、三重県が作成した各種マニュアルや関係自治体等から入手した資料など、必要と思われる情報を提供した。

5. 熊野町での災害廃棄物処理の支援活動を通じた気づき等

(1) 災害廃棄物処理計画の実効性の向上

仮置場の確保、分別区分、処理先の確保など発生直後の対応が的確に行われるよう、事前に準備しておくことの重要性を再認識した。

三重県では全市町において市町災害廃棄物処理計画が策定されているが、引き続き、図上演習や研修などを通じて計画の実効性を高める必要がある。

(2) 小規模自治体への支援

小規模な自治体においては、災害時に災害廃棄物処理を担う人員や体制を確保することが困難である。

担当職員が少ない町に対しては、被災直後に県から支援要員を派遣することが必要と思われる。また、今後も災害廃棄物処理に係る人材育成の取組を進めていく必要がある。

(3) 広域処理体制の構築

市町村単独で対応できない災害においては、民間事業者の協力も得ながら、広域的な災害廃棄物の処理体制を速やかに構築することの重要性を再認識した。

大規模な災害が発生した場合は、速やかに市町の被害実態を把握し、県内の市町等や産業廃棄物協会などの民間団体、環境省及び他県と調整し、災害廃棄物の広域処理体制の構築を行う必要がある。

(4) 補助制度の活用

今回の災害では、公費解体の対象拡大（「全壊のみ」から「半壊以上」）や、土砂・流木の処理に関連する補助制度との一体的な運用など、災害廃棄物処理に関する補助制度について、柔軟な対応が行われて非常に役立った。

災害が発生した場合は、実態に応じて補助制度が有効に活用されるよう、積極的に国等に提案・要望を行う必要がある。

熊野町への災害廃棄物処理支援を通じて、災害廃棄物処理の最前線に対応している町の状況に直接触れることができた。今後、この経験を活かして、市町等に寄り添った支援や取組を進めていきます。

広島県における農業用ため池緊急点検への活動報告

①被災地派遣の経緯

【被災地派遣の経緯】

平成30年7月豪雨によって、広島県福山市のため池が決壊し、下流に住んでいた3歳の女の子が濁流に流された

政府の非常災害対策本部の会合で、安倍内閣総理大臣は「全都道府県で、下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性のあるすべてのため池を対象に、8月末を目途に、亀裂や漏水の有無などの安全性を確認する緊急点検を行う」と指示

【派遣期間と派遣職員】

期 間 : 平成30年7月25日～平成30年8月25日
派遣職員 : 10人 (2人/1班×5班)

【点検対象ため池】

単位：箇所

	総数	点検対象数
全国	188,350	88,133
広島県	19,626	12,648
【参考】三重県	3,162	1,588

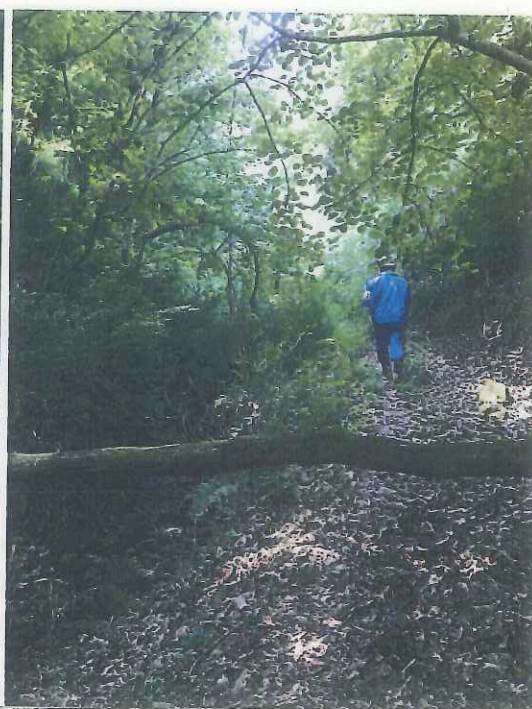
1

②派遣先での業務内容

①ため池までの道のり



今回の豪雨で被災した進入路

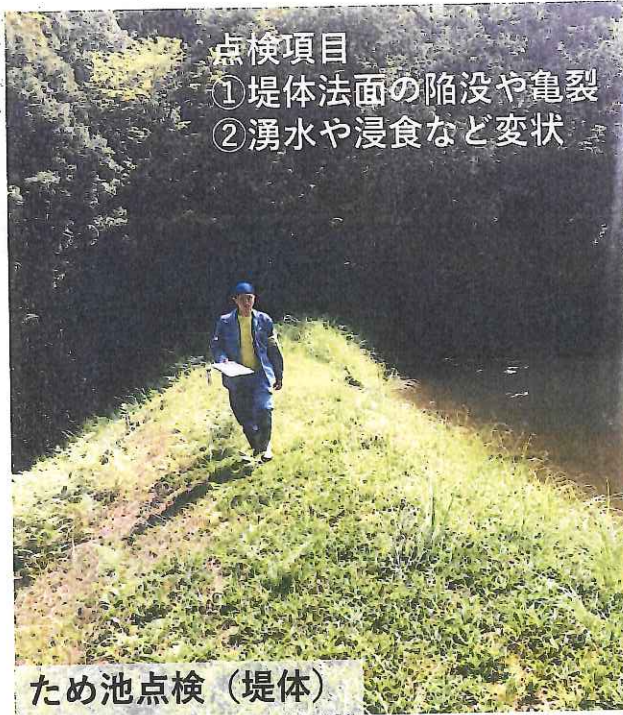


倒木により車両進入不可能

2

②派遣先での業務内容

②ため池点検



3

②派遣先での業務内容

③ため池被災状況



4

②派遣先での業務内容

④ため池の維持管理不足

管理不足のため池



ため池の竹林化



受益農地の減少

5

②派遣先での業務内容

⑤資料整理とりまとめ



点検済ため池のプロット



会議室での状況

ため池調査数の把握

調査区	調査数	備考
1(10)	110(9)	2/17
2(13)	2/13	2/16
3(2)	3(2)	4/17
4(2)	4(2)	
5(12)	5(12)	
6(14)	6(14)	
7(15)	7(15)	
8(2)	8(2)	
9(17)	9(17)	
10(1)	10(1)	
11(1)	11(1)	
12(1)	12(1)	
13(1)	13(1)	
14(1)	14(1)	
15(1)	15(1)	
16(1)	16(1)	
17(1)	17(1)	
18(1)	18(1)	
19(1)	19(1)	
20(1)	20(1)	
21(1)	21(1)	
22(1)	22(1)	
23(1)	23(1)	
24(1)	24(1)	
25(1)	25(1)	
26(1)	26(1)	
27(1)	27(1)	
28(1)	28(1)	
29(1)	29(1)	
30(1)	30(1)	
31(1)	31(1)	
32(1)	32(1)	
33(1)	33(1)	
34(1)	34(1)	
35(1)	35(1)	
36(1)	36(1)	
37(1)	37(1)	
38(1)	38(1)	
39(1)	39(1)	
40(1)	40(1)	
41(1)	41(1)	
42(1)	42(1)	
43(1)	43(1)	
44(1)	44(1)	
45(1)	45(1)	
46(1)	46(1)	
47(1)	47(1)	
48(1)	48(1)	
49(1)	49(1)	
50(1)	50(1)	
51(1)	51(1)	
52(1)	52(1)	
53(1)	53(1)	
54(1)	54(1)	
55(1)	55(1)	
56(1)	56(1)	
57(1)	57(1)	
58(1)	58(1)	
59(1)	59(1)	
60(1)	60(1)	
61(1)	61(1)	
62(1)	62(1)	
63(1)	63(1)	
64(1)	64(1)	
65(1)	65(1)	
66(1)	66(1)	
67(1)	67(1)	
68(1)	68(1)	
69(1)	69(1)	
70(1)	70(1)	
71(1)	71(1)	
72(1)	72(1)	
73(1)	73(1)	
74(1)	74(1)	
75(1)	75(1)	
76(1)	76(1)	
77(1)	77(1)	
78(1)	78(1)	
79(1)	79(1)	
80(1)	80(1)	
81(1)	81(1)	
82(1)	82(1)	
83(1)	83(1)	
84(1)	84(1)	
85(1)	85(1)	
86(1)	86(1)	
87(1)	87(1)	
88(1)	88(1)	
89(1)	89(1)	
90(1)	90(1)	
91(1)	91(1)	
92(1)	92(1)	
93(1)	93(1)	
94(1)	94(1)	
95(1)	95(1)	
96(1)	96(1)	
97(1)	97(1)	
98(1)	98(1)	
99(1)	99(1)	
100(1)	100(1)	
合計	1000	

6

③現地で感じたこと

【広島県と三重県の違い】

三重県に比べて、使用していないため池、管理不足なため池が多い

なぜ？ ⇒ 耕作放棄地率 広島県 27.14% 三重県 16.46%

農業就業者の
平均年齢 広島県 70歳 三重県 70歳

農地集積率 広島県 23.2% 三重県 35.5%

三重県の場合、農業従事者の高齢化が進んでいるが、担い手への集積集約によって、耕作放棄地の発生が抑えられている。

⇒今後も積極的な集積を進めるとともに、地域ぐるみでの施設管理体制をさらに強化していく必要がある

※耕作放棄地率、農業従事者の平均年齢については農林業センサス（2015）より
※農地集積率については農林水産省「各都道府県の農地集積状況（平成30年3月現在）」より

7

④まとめ

【今後の対応について】

農業従事者の減少や市町の人員不足等によるため池管理体制の脆弱化

⇒ため池管理者と市町等との協力体制の強化
ため池点検時の効率的なルート設定などの事前準備の啓発

既存のため池データベースの一部が不正確（GPS情報のズレ）

⇒今回の緊急点検をふまえたため池データベースの更新

防災重点ため池以外であっても決壊時に下流への被害を与える恐れのあるため池がある。

⇒防災重点ため池の指定を見直し

ため池における防災・減災対策

⇒耐震補強工事などのハード対策やハザードマップ作成・活用などのソフト対策、低水位管理など管理方法も含めたあらゆる対策の推進

8

スクールカウンセラーの活動報告

平成30年10月18日

教育委員会事務局 研修企画・支援課

1 派遣内容と当該校の状況

- (1) 派遣先：広島県呉市立安浦小学校
- (2) 期間：7月24日（火）～8月1日（水）
- (3) 派遣職員：臨床心理相談専門員3名、行政職員2名
- (4) 状況：校舎1階が70cm超の水没。職員室や給食室が使用不能となり休校。終業式のみ実施。児童は全員無事。教職員は2学期からの学校再開に向け、施設の復旧作業に取り組む。

2 活動内容

(1) 活動内容の確認

7月24日に広島県教育委員会と支援に関する打ち合わせを行い、25日に安浦小学校管理職と、学校の状況、支援内容、日程、記録・報告方法の確認及び調整を行った。

(2) 活動内容

① 教職員に対する指導・助言

相談室での面接以外に、復旧作業の休憩時間や復旧作業を一緒に行いながら気になる子どもの心理等に関する指導・助言を行った。また、教職員自身の心身の健康についても助言を行った。

② 子どもの心のケアに関する講話

災害時における身体症状や精神症状として表れる子どものサインを伝え、2学期以降、子どもの様子を注視していくことについて講話を行った。

3 活動を通じた気づき

(1) 子どもの心のケアと教職員の心身の健康維持

学校が一日も早く再開され、子どもが慣れ親しんだ学校に今まで通り登校し、日常を取り戻すことが、子どもの心に安心をもたらす。一方で、復旧を行い子どものケアをしていく教職員が心身共に健康であることも重要である。これは日常を取り戻したときも同様であり、児童だけでなく教職員に対しても、スクールカウンセラーの長期的な支援が必要かつ有効であると考えます。

(2) 校内相談体制の充実

子どもの症状が災害の影響によるものか、以前からのものかによって教職員に求められる対応に違いが出てくる。子どもの様子を普段からより丁寧に見ていくためにも、教職員の児童生徒理解に係る資質向上とスクールカウンセラー等専門家を含めたチーム学校としての校内相談体制の充実が必要である。

(3) 相談記録、活動記録の作成

継続的、長期的な支援を行うためには、相談記録や活動記録を作成することが重要である。災害時においても、相談記録や活動記録を作成しておくことで、子どもの様子を引き継ぎ、長期的な支援に活用することができる。校内相談体制を充実させ、スクールカウンセラー等専門家が関わりながら記録を作成していくことが有効であると考えられる。